

A 専門的・技術的職業従事者

高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事するもの、及び医療・法律・教育・宗教・芸術・その他の専門的性質の仕事に従事するものをいう。

この仕事を遂行するには、通例、大学・研究機関などにおける高度の科学的訓練・その他専門的分野の訓練、又はこれと同程度の実務的経験あるいは芸術上の創造的才能を必要とする。

01 科学研究者

研究所・試験所・研究室などの研究施設において、自然科学、人文・社会科学の分野の基礎的又は応用的な学問上・技術上の問題を解明するため、専門的・科学的な仕事に従事するものをいう。

この仕事を遂行するには、通例、大学(短期大学を除く)の課程を修了したか又はこれと同程度以上の専門的知識を必要とする。

ただし、大学附置研究所などの研究者のうち、講座を有するものは〔10 教員〕に分類される。

011 自然科学系研究者

研究所・試験所・研究室などの研究施設において、理学・工学・農学・医学・薬学などの自然科学に関する専門的・科学的な知識と技術をもって、科学技術に関しての新知識を得るために又は製品及び生産・製造工程などに関する開発や技術的改善を図るために、これらについての固有の研究テーマをもって、専ら試験・研究の仕事に従事するものをいう。

ただし、研究所・試験所・研究室などの研究施設などにおいて、専ら試験・研究に関連する技能的な仕事に従事するものは〔I 技能工、採掘・製造・建設作業者及び労務作業者〕の該当する項目に分類される。

○ 鉱山研究員	医学研究員	林学研究員
金属材料研究員	薬学研究員	畜産研究員
機械工学研究員	繊維工学研究員	獣医学研究員
電気工学研究員	製糸研究員	動物学研究員
通信工学研究員	土木工学研究員	植物学研究員
化学研究員	建築工学研究員	水産試験場研究員

食品化学研究員	農学研究員	林業試驗場研究員
数学研究員	地質研究員	天文研究員
統計数理研究員	物理学研究員	気象研究員
		電子工学研究員

× 技術者 [02~04の 該当する項目]	大学教員 [106] 製図工 [896] 写図工 [896] [106]	試験工 [65~93の 該当する項目] 分析工 [65~93の 該当する項目]
--------------------------	---	--

012 人文・社会科学系研究者

研究施設などにおいて、哲学・史学・文学・美術・心理学・教育学・社会学・法律学・政治学・経済学・商学・経営学などの人文・社会科学に関する固有の研究テーマをもって、専ら調査・研究などの専門的・科学的な仕事に従事するものをいう。

○ 経済学研究員	教育研究員	農業経済研究員
哲学研究員	美術研究家	国語研究員
法学研究員	史学研究員	絵画研究員
史料研究員	文学研究員	心理学研究員
社会学研究員	商学研究員	

× 大学附置研究所教授	大学教員 [106]
	[106]

02 農林水産業・食品技術者

科学的・専門的知識と手段を生産に応用し、農林水産業及び食品製造における企画・管理・監督・研究開発などの科学的・技術的な仕事に従事するものをいう。

この仕事を遂行するには、通例、大学などにおける自然科学に関する専門的訓練又はこれと同程度以上の知識と実務的経験を必要とする。

ただし、試験場・研究所などの試験・研究施設で、自然科学に関する専門的・科学的知識を必要とする研究の仕事に従事するものは、[01 科学研究者] に分類される。

021 農業技術者

作物(稲・麦・雑穀・豆類・いも類・野菜・園芸作物・工芸作物)の栽培・土壌・肥料病虫害に関する技術の改良普及、農作物の生産流通に関する指導・調整、種苗の配布、農産物・種苗の検査に関する企画・指導などの、技術的な仕事に従事するものをいう。

ただし、飼料作物の栽培に関する技術的な仕事に従事するものは [022] に分類される。

- | | | | |
|-----------|----------------|---------------|-----------------|
| ○ 農業技術者 | 農業改良普及員(地域) | 農産物検査員 | |
| 農業技術士 | 農業改良普及員(専門一作物) | たばこ耕作指導員 | |
| 営農指導員(作物) | 農業専門技術員 | しいたけ栽培技術者 | |
| たばこ栽培技術者 | | | |
| <hr/> | | | |
| × | 森林土木技術者 [042] | 肥料検査員 [159] | 営農指導員(畜産) [022] |
| | 農業土木技術者 [042] | 生活改良普及員 [159] | 畜産技術者 [022] |
| | 森林種苗技術員 [023] | 生活専門技術員 [159] | |
| | 農薬検査員 [159] | | |

022 畜産技術者

家畜・家きん・毛皮獸・みつばちなどの増殖・飼養・改良普及、飼料作物の栽培などに関する企画・技術指導・管理・検査などの、技術的な仕事に従事するものをいう。

- | | | |
|-------------|-----------|-------------|
| ○ 営農指導員(畜産) | ふ化技術者 | 養鶏技術者 |
| 畜産技術者 | 種付技術者 | 雌雄鑑別師(初生ひな) |
| 農業改良普及員(畜産) | 家畜人工授精師 | 養ほう(蜂)技術者 |
| 乳質検査員(牧場) | 畜産コンサルタント | 養と(兎)技術者 |

× 獣醫師 [053]

營農指導員（作物）[021]

023 林業技術者

造林用種苗の育成、林木の育成・管理・保護、植林、ふ化、林産物の生産・利用に関する企画・技術指導・管理・検査などの、技術的な仕事に従事するものをいう。

- 営林局(署)技術者 林業技術士 森林種苗技術員
- 林業専門技術員 木炭検査員 林業技士
- 林業改良指導員 林産物検査員

× 木材加工技術者 [049] 治山・治水技術者 [042] 林業試験場研究員 [011]
森林土木技術者 [042] 森林測量技術者 [043]

024 水産技術者

水産動植物の採捕・養殖に関する企画・技術指導・管理・検査などの、技術的な仕事に従事するものをいう。

- 水産技術士 水産業改良普及員 真珠養殖技術者
- 水産技術者 水産資源保護指導員 のり養殖技術者
- 水産業専門技術員 魚介類養殖技術者

× 水産食品製造技術者 [025] 水産試験場研究員 [011]

025 食品技術者

各種飲食料品の製造に関する企画・技術指導・検査・作業管理などの、技術的な仕事に従事するものをいう。

ただし、食品衛生・監視の仕事に従事するものは [069] に分類される。

- 食品製造技術者 水産食品製造技術者 清涼飲料製造技術者
- 製粉技術者 酿造試験技術者 食品化学技術者
- 製菓技術者 酿造技術者 製氷技術者
- 製茶技術者 マーガリン製造技術者 食品冷凍技術者

製糖技術者 しょう油・味そ製造技術者
 酪農製品技術者 食品缶詰製造技術者

食品衛生監視員 [069] と畜検査員 [069]

029 その他の農林水産業・食品技術者

小分類021～025に含まれない農林水産業・食品技術の仕事に従事するものをいう。

蚕業改良指導員 嘴託蚕業普及員 製糸会社原料技術員
 蚕業技術員 蘭検定技術員 蚕種製造技術員

生糸検査員 [159] 製糸技術者 [039]

03 鉱工業技術者

科学的・専門的知識と手段を生産に応用し、鉱工業生産における企画・管理・監督・研究開発などの科学的・技術的な仕事に従事するものをいう。

この仕事を遂行するには、通例、大学などにおける自然科学に関する専門的訓練又はこれと同程度以上の知識と実務的経験を必要とする。

ただし、試験場・研究所などの試験・研究施設で、自然科学に関する専門的・科学的知識を必要とする研究の仕事に従事するものは〔01 科学研究者〕に分類される。

031 金属製鍊技術者

金属の製鍊・精鍊・溶解・鋳造・熱処理・圧延・表面処理・合金の製造などに関する企画・管理・監督・指導などの、技術的な仕事に従事するものをいう。

ただし、非金属の精鍊に関する技術的な仕事に従事するものは〔036〕に分類される。

- | | | |
|------------|----------|--------------|
| ○ や(治)金技術者 | 圧延技術者 | 熱処理技術者(金属製鍊) |
| 電解炉操炉技術者 | 製鐵技術者 | 鋳物技術者 |
| 電気製鍊技術者 | 電気化学技術者 | 金属試験技術者 |
| 金属精鍊技術者 | (金属製造処理) | 金属技術士 |
| 合金技術者 | 鋳造技術者 | |
| 電気分解・電気炉など | | |
| による金属製鍊技術者 | | |

× 非金属精製技術者〔036〕

032 機械技術者

各種機械器具（電気機器・電気通信機器・航空機・船舶を除く）・機械設備などに関する企画・設計・据付・製造・改造・修理・作業管理・検査・調査などの、技術的な仕事に従事するものをいう。

舶用機関の製造・改造・維持・修理に関する技術指導・作業管理などの、技術的な仕事に従事するものも含まれる。

ただし、や(治)金・航空機・造船・電気技術者は含まれない。

- | | | |
|-----------|-------------|------------|
| ○ 機械設計技術者 | 工作機械設計検査技術者 | 水道用機械設計技術者 |
| 工具設計技術者 | 内燃機関設計技術者 | 機械工業技術者 |
| 機械工作技術者 | 紡機製造検査技術者 | 内燃力発電機械技術者 |

金属機械技術員	車輛検査技術者	空気調和機械製造技術者
工作機械組立技術員	光学機械技術者	荷役機械設計技術者
衡器製作技術者	航空機機関技術者	荷役機械製造技術者
航空計器技術者	舶用機関技術者	ボイラ設計技術者
自動車設計技術者	製薬機械技術者	蒸気原動機設計技術者
製材機械技術者	造機工務技術者	製缶技術者
精密機械技術者	自動車修理技術指導員	配管技術者
染色機械技術者	機械技術士	水力タービン設計技術者
機械配置技術者	建設機械設計技術者	水力タービン製造技術者
機械技術指導員	建設機械製造技術者	ボイラ・タービン主任技術者
(中小工業指導機関)		

- × や(治)金技術者 [031] 造船技術者 [034] 電気機械技術者 [035]
 航空機技術者 [033] 機械デザイナー [134]

033 航空機技術者

航空機の機体・プロペラの設計・製作・修理について、技術的統制・指導・作業管理などの技術的な仕事に従事するものをいう。

ただし、航空機の原動機・航空計器の製造・修理に関する、技術的な仕事に従事するものは [032] に分類される。

- 航空機組立技術者 航空機技術士 航空機用プロペラ製作技術者
 航空機技術者 グライダー設計技術者

- × 航空機機関技術者 [032] 航空計器技術者 [032] 航空機整備士 [753]

034 造船技術者

船舶の設計・検査・建造・改造・ぎ装・修理に関する技術的統制・指導・作業管理などの技術的な仕事に従事するものをいう。

ただし、舶用機関計測器類の製造・修理に関する技術指導・作業管理などの技術的な仕事に従事するものは [032] に分類される。

- 造船技術者 船舶設計技術者 木造船製造技術者
 船舶技術士 ボート製造技術者 舶用電気設計技術者

船用電気技術者

× 船用機関技術者 [032] 船大工 [835] 大工 [921]

035 電気技術者

強電機器・電気機器・電子管・電子応用装置・通信機器などの各種電気機械器具の、設計・検査・維持管理・製作・保守・修理の技術的統制・指導・作業管理、発送電・電気照明などの電気施設、有線電気通信・無線通信などの通信施設の計画・設計・施設工事の監督・維持管理などの、技術的な仕事に従事するものをいう。

ただし、通信設備の通信操作・技術操作、電波の監視・規正の業務に従事するもの、及び電気化学製品の製造に関する技術的な仕事に従事するものは含まれない。

○ 電気設計技術員	電気工事技術者	電気試験技術者
真空管技術員	弱電工事技術者	レーダ製造技術者
電子管製造技術者	電力技術員	テレビ製造技術者
電気機械設計技術者	有線電気通信技術者	ラジオ製造技術者
電気機械技術者	電気通信施設技術者	電気主任技術者
電気技術士	エックス線装置製造技術者	変電技術者
電気技術者	電気通信技術者	電話修理技術者
電話技術者	車両電気技術員	電子計算機製造技術者
電気冷凍機技術者	精密測定器技術者	高圧電気工事技術者
給電技術者	(電気式)	
半導体製品製造技術者	集積回路製品技術者	

× 電気化学技術者 無線通信士 [641] 有線テレビジョン技術員
 　(アルミナ製造) [036] 無線技術士 [642] [643]
 　電気化学技術者 電波監視官 [649]
 　(金属製造処理) [031]

036 化学技術者

化学肥料・無機工業製品・有機工業製品・油脂・油脂製品・塗料・天然樹脂製品・木材化学製品・医薬品・発火物・香料・化粧品・石油製品・ゴム・化学繊維・合成繊維などの製造に関する、化学工程の企画・技術指導・作業管理・分析・検査などの技術的な仕事に従事す

るものという。

ただし、や(治)金・食品・染色整理・窯業技術者は含まれない。

- | | | |
|------------|-------------|------------------|
| ○ 工業化學技術者 | 非金屬精製技術者 | 医薬品製造技術者（薬剤師を除く） |
| 化学技術士 | 活性炭製造技術者 | 火薬製造技術者 |
| アンモニア合成技術者 | メタノール製造技術者 | 薬品分析試験技術者 |
| 硫酸製造技術者 | 石炭乾留製造技術者 | プラスチック製品製造技術者 |
| 硝酸製造技術者 | 石油精製技術者 | ガス主任技術者 |
| 化学薬品製造技術者 | プラスチック製造技術者 | 合成ゴム製造技術者 |
| 無機薬品製造技術者 | 化学繊維製造技術者 | 火薬類取扱責任者 |
| ソーダ工業技術者 | 合成繊維製造技術者 | 毒物・劇物取扱責任者 |
| 電気化学技術者 | 高分子化学技術者 | ワクチン製造技術者 |
| （アルミナ製造） | 油脂化学技術者 | |
| カーバイド製造技術者 | 塗料製造技術者 | |
| りん酸製造化学技術者 | 木材化学工業技術者 | |

電気化学技術者（金属 製造処理）〔031〕 染色技術者〔039〕 マーガリン製造技術者〔025〕 医薬品製造従事者（薬剤師）〔054〕

037 窯業技術者

陶磁器・耐火物・ガラス・ほうろう・セメントなどの窯業製品・研磨材などの製造に関する企画・技術指導・作業管理などの技術的な仕事に従事するものをいう。

ただし、陶磁器などのデザインの設計業務に従事するものは〔134〕に分類される。

- | | | |
|------------|---------------------|------------|
| ○ ガラス製造技術者 | ガラス繊維製造技術者 | れんが製造技術者 |
| 研削材製造技術者 | 製瓶技術者 | 陶磁器成形技術者 |
| 研削と石製造技術者 | セメント製造技術者 | 絶縁陶磁器製造技術者 |
| 石綿製品製造技術者 | セメント分析技術者 | 耐火物製造技術者 |
| 焼石こう製造技術者 | ファインセラミックス
製造技術者 | 炭素製品製造技術者 |

× 陶磁器デザイナー [134]

038 原子力技術者

原子炉等の原子核エネルギー発生装置、核燃料、ラジオ・アイソトープ、粒子加速器等の放射線発生装置、放射線計測装置等の設計・製作・利用、及びこれらに伴う放射線の防護に関する、技術的な仕事に従事するものをいう。

- 原子炉運転技術者 核燃料製造技術者 放射線利用機器取扱技術者
- 放射線機器製造技術者 放射性廃棄物取扱技術者 術者
- 原子力機器製造技術者 ラジオ・アイソトープ取扱主任者
- 放射線取扱主任者 技術者 原子炉主任技術者
- 放射能分析技術者 核燃料取扱技術者

× 診療放射線技師〔069〕 エックス線装置製造技術者〔035〕

039 その他の鉱工業技術者

小分類031～038に含まれない鉱工業技術の仕事に従事するものをいう。

- 鉱山技術者 試すい(錐)技術者 採炭技術者
- 鉱山技術士 物理探鉱技術者 採油技術者
- 鉱山調査技術者 磁力探鉱技術者 鉱山保安技術管理者(副保安技術管理を含む)
- 採鉱技術者 金属鉱山地質技術者
- 電気探鉱技術者 石油鉱山地質技術者 保安係員
- 紡績技術者 精練漂白技術者 フェルト製造技術者
- 製糸技術者 染色技術者 石綿紡績技術者
- 製織技術者 ニット(メリヤス) 製造技術者
- 染色加工技術者 製造技術者

× 化学繊維製造技術者〔036〕 被服製造技術者〔049〕 服飾デザイナー〔134〕
地質調査技術者〔049〕 安全工業技術員〔049〕 発破員〔669〕

04 その他の技術者

建築・土木・測量・情報処理技術など中分類02及び03に含まれない科学的・技術的な仕事に従事するものをいう。

この業務を遂行するためには、通例、大学などにおける自然科学に関する専門的訓練又はこれと同程度以上の知識と実務的経験を必要とする。

ただし、試験場・研究所などの試験・研究施設で、自然科学に関する専門的・科学的知識を必要とする研究の仕事に従事するものは、[01 科学研究者] に分類される。

041 建築技術者

住宅・その他の建築物の建設・改修・維持に関する計画・設計・工事管理・技術指導・施工管理・検査などの技術的な仕事に従事するものをいう。

ただし、土地台帳・家屋台帳の登録について、土地・家屋に関する調査・測量・申告手続の仕事に従事するものは [159] に分類される。

- 建築技術者 建築設計監督技術者 建築設備技術者
- 建築士

× 大工 [921] 土地家屋調査士 [159]

042 土木技術者

道路(橋・トンネルを含む)・河川・港湾・海岸・鉄道・上下水道・空港・都市計画・水力開発・災害復旧などの土木施設の建設・改良・維持、及び宅地・農地・水路などの改良・造成に関する計画・設計・工事管理・技術指導・施工管理・検査などの技術的な仕事に従事するものをいう。土木工事の計画・施工とともに、付随的に測量作業に従事するものも含まれる。

ただし、土地台帳・家屋台帳の登録について、土地・家屋に関する調査・測量・申告手続に関する業務に従事するものは [159] に、土地・水路などの測量に関する計画・実施などの技術的な仕事に従事するものは [043] に分類される。

- 土木技術者 水道技術士 空港建設技術者
- 建設技術士 道路技術者 庭園設計技術者
- 河川土木技術者 港湾技術者 農業土木技術者
- 水道建設技術者 橋りょう技術者 ずい道技術者

森林土木技術者 治山・治水技術者

× 測量士 [043] 土地家屋調査士 [159]

043 測量技術者

土地・水路などの測量に関する計画・機械の調節・作業の実施・指揮など、及び測量に関する成果・資料のとりまとめの、技術的な仕事に従事するものをいう。

- | | | |
|-------|---------|-----------|
| ○ 测量士 | 地図測量士 | 港湾測量技術者 |
| 測量士補 | 森林測量技術者 | 航空写真測量技術者 |
| 測量技術者 | 道路測量士 | 鉱山測量技術者 |

× 土木技術者 [042] 測量人 [929]

044 情報処理技術者

電子計算機を用いて、情報の整理・加工・蓄積・検索等を行うことを目的とし、情報処理技術に関する専門知識・経験をもって、システムの分析・設計、プログラムの設計・作成についての、技術的な仕事に従事するものをいう。

- | | | |
|--------------|------------|--------|
| ○ システム・アナリスト | システム・エンジニア | プログラマー |
| システム・デザイナー | システム・プランナー | |

× オペレーター（電子計算機の操作　キーパンチャー　電子計算機製造技術者
のみを目的とする者）[312] [313] [035]

049 他に分類されない技術者

録音技術者など、小分類021～044に含まれない、技術的な仕事に従事するものをいう。

- | | | |
|---------|---------|-------|
| ○ 能率技術者 | 木材加工技術者 | 熱管理士 |
| 地質調査技術者 | 印刷技術者 | 輸出検査員 |
| 安全工業技術員 | 被服製造技術者 | 放送効果員 |

錄音技術者

衛生工學技能士

生產管理技能士

-
- × 氣象研究員 [011] 写図工 [896] 金属鉱山地質技術者 [039]
製図工 [896]

05 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師

医師、歯科医師、獣医師、薬剤師の免許を有し、医業・薬業又はこれらに関連する医学・薬学の知識を必要とする専門的・技術的な仕事に從事するものをいう。

ただし、次の仕事に從事するものは含まれない。

- (1) 医学的知識に基づいて、予防衛生・保健衛生などに関する試験・研究の仕事に從事する医師、歯科医師、獣医師は〔01 科学研究者〕に分類される。
- (2) 薬学的知識に基づいて、医薬品・食品などに関する試験・研究の仕事に從事する薬剤師は〔01 科学研究者〕に分類される。
- (3) 医業・薬業又はこれに関連する専門的・技術的な仕事に從事する医師、歯科医師、薬剤師である自衛官は〔50 自衛官〕に分類される。

051 医 師

医師の免許証を有し、身体各部の疾患・機能障害の診断・治療・手術・研究、保健指導、健康管理、臨床検査、医学的矯正保護、医学的鑑識、保険事業に伴う医学的審査、海・空港における出入港検疫などの専門的・科学的な仕事に從事するものをいう。医師の免許証を有する病院長・診療所長も含まれる。

ただし、次の仕事に從事するものは含まれない。

- (1) 医薬品を製造する事業所において、医師の免許証を有し、医薬品の製造を管理するものは〔036〕に分類される。
- (2) 医学的な検定・検査・診療に伴う、病理細菌に関する技術的な仕事に從事するものは〔069〕に分類される。
- (3) 大学の教授・助教授又は講師であって、大学附属の病院などで、診断・治療などの仕事に從事するものは〔106〕に分類される。

○ 医 師 保健所長 大学附属病院長（医師）

監察医 精神衛生鑑定医 病院長（医師）

船 医 法医学医 療養所長（医師）

放射線科医 衛生管理者（医師） 診療所長（医師）

検疫官（医師） 医 長 校 医

× 医薬品製造技術者 医療監視員〔069〕 診療放射線技師〔064〕
 (薬剤師を除く)〔036〕 食品衛生監視員〔069〕
 医科大学教授〔106〕

医師（大学教授）〔106〕 衛生管理者（医師でないもの）〔069〕 薬事監視員〔069〕

052 歯科医師

歯科医師の免許証を有し、歯、その周囲組織及び口こうに生ずるすべての疾患についての診断・治療・予防指導などの専門的・技術的な業務に従事するものをいう。歯科医師の免許証を有する歯科病院長・歯科診療所長も含まれる。

ただし、大学の教授・助教授又は講師であって、大学附属の病院などで歯科に関する診断・治療などの仕事に従事するものは〔106〕に分類される。

- 歯科医師 学校嘱託歯科医師 歯科医院長（歯科医師）
歯科診療所長（歯科医師） 歯科医長
-

- 歯科大学教授〔106〕 歯科衛生士〔066〕 医療監視員〔069〕
医科大学教授〔106〕 歯科技工士〔066〕 薬事監視員〔069〕

053 獣 医 師

獣医師の免許証を有し、家畜・家きん・愛がん動物などの診療、動物・畜産物の検疫などの、専門的・科学的な仕事に従事するものをいう。獣医師の免許証を有する家畜診療所長及び動物・畜産物の病源の有無について検査し、と殺処分・消毒などの取締りに従事するものも含まれる。

ただし、家畜の診療、動物・畜産物の検疫などの、専門的業務に付随する技術的補助業務に従事するものは含まれない。

- 獣医師 犬猫病院長 家畜防疫官
家畜診療所長（獣医師） と畜検査員
-

- 獣医科大学教授〔106〕 環境衛生監視員〔069〕 装てい師〔559〕
食品衛生監視員〔106〕

054 薬 剤 師

薬剤師の免許証を有し、調剤、医薬品・医薬部外品・化粧品の製造、医薬品の供給などの、薬事に関する専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。

ただし、各種薬品に関する薬学的な試験・研究の業務に従事するものは〔011〕に、医薬品を製造する事業所において、薬剤師の免許証を有しないで、医薬品製造に関する技術的な仕事に従事するものは〔036〕に分類される。

○ 薬剤師	薬局長	医薬品製造從事者(薬剤師)
薬局開設者(薬剤師)	薬局員(薬剤師)	医薬品販売從事者(薬剤師)
薬剤部長	薬局管理者	学校薬剤師

×	環境衛生監視員〔069〕	食品衛生監視員〔069〕	衛生検査技師〔064〕
	医薬品製造技術者(薬剤 師でないもの)〔036〕	薬事監視員〔069〕	薬学研究員〔011〕
		医療監視員〔069〕	化学技術者〔036〕

06 保健医療従事者(医師、歯科医師、獣医師、薬剤師を除く)

保健衛生・医療などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。医学・薬学の知識を必要とする医業類似行為を行うものも含まれる。

ただし、次の仕事に従事するものは含まれない。

- (1) 医学的知識に基づいて、保健衛生などに関する試験・研究の仕事に従事するもの(医師、歯科医師、獣医師、薬剤師を除く保健医療従事者)は〔01 科学研究者〕に分類される。
- (2) 看護業務に従事する自衛官は〔50 自衛官〕に分類される。

061 保健婦

保健婦の免許証を有し、健康相談・健康教育・家庭訪問などにより、衛生思想の普及・疾病予防の指導・傷病者の療養指導・その他日常生活上必要な保健指導に従事するものをいう。

- 保健婦 保健婦長 保健所保健指導課長（保健婦）
 (事業所等で衛生管理業務をあわせ行っている者を含む。)

- 衛生管理者（医師、保健婦、看護婦でないもの） 養護学校教諭〔107〕
 [069]

062 助産婦

助産婦の免許証を有し、助産、妊婦・じょく婦・新生児の保健指導に従事するものをいう。

- 助産婦 助産所長（助産婦） 助産婦長

- 看護助手・看護補助者〔069〕

063 看護婦、看護士

看護婦・看護士の免許証を有し、傷病者・じょく婦・新生児に対する療養上の世話、診療の補助業務に従事するもの、准看護婦・准看護士の免許証を有し、医師・歯科医師・看護婦・看護士の指示を受けて、傷病者・じょく婦に対する療養上の世話、診療の補助業務

に従事するものをいう。

- 看護婦（事業所等で衛生管理業務をあわせ行っている者を含む） 看護婦長 看護士
准看護婦 派出看護婦 准看護士
総看護婦長
-

- ✗ 看護助手・看護補助者 付添婦（看護婦・准看護婦の免許のないもの） 家政婦 [402]
[069]

064 診療放射線技師、臨床・衛生検査技師

当該免許証を有し、病院・診療所などにおいて、診断・治療のための放射線照射又は検査の仕事に従事するものをいう。

- 診療放射線技師 衛生検査技師 診療エックス線技師
臨床検査技師長 衛生検査所臨床検査技師 診療放射線技師
臨床検査技師 衛生検査所衛生検査技師
-

- ✗ 動物学研究員 [011] エックス線装置製造技術者 [035]
薬物分析試験技術者 [036] 酿造試験技術者 [025]
放射線利用機器取扱技術者 [038]

065 理学療法士、作業療法士、視能訓練士

当該免許証を有し、病院、診療所などにおいて、理学療法・作業療法、視能訓練の仕事に従事するものをいう。なお、社会福祉施設などにおいて従事するものも含む。

- 理学療法士 作業療法士 視能訓練士
-

- ✗ あん摩マッサージ指圧師 [068] 診療放射線技師 [064]
心理判定員 [071] 職能判定員 [071]
福祉施設職業指導員 [072]

066 歯科衛生士、歯科技工士

当該免許証を有し、病院、歯科診療所、歯科技工所などにおいて、歯科衛生業務、歯科技工業務に従事するものをいう。

- 歯科衛生士　　歯科技工士
-

- × 歯科医師 [052]

067 栄養士

栄養士の免許証を有し、献立の作成・栄養価の計算・特別治療食の調理・その他これらに伴う食餌(しょくじ)相談・し好調査・栄養摂取状況の調査などの栄養指導に従事するものをいう。

- 栄養士　　管理栄養士　　学校栄養職員
栄養指導員
-

- × 食品衛生監視員 [069]　　調理師[421]

068 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師

当該免許証を有し、あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復の施術を行うものをいう。

- あん摩マッサージ指圧師　　きゅう師　　柔道整復師
はり師

069 その他の保健医療従事者

医療監視員、薬事監視員などの、小分類051-054に含まれない、技術的・専門的な医療・保健衛生の仕事に従事するものをいう。

- 医療監視員　　衛生管理者（医師・保健婦・看護師・毒物・劇物監視員
薬事監視員　　（婦でないもの）　　看護助手・看護補助者
環境衛生監視員　建築物環境衛生管理技術者　　と畜検査員
食品衛生監視員　家庭用品衛生監視員
食品衛生管理者
環境衛生指導員
-

- × あん摩マッサージ指圧師 [068]　　家政婦 [402]
付添婦(看護婦・准看護婦の免許のないもの) [402]　　占い師 [459]

07 社会福祉専門職業従事者

福祉事務所、児童相談所、更生相談所、婦人相談所、社会福祉施設及び福祉団体等において、専門的調査・判定、相談、保護、教護、援護、育成、更生、介護等の仕事に従事するものをいう。

071 福祉相談指導専門員

福祉事務所、児童相談所、更生相談所、婦人相談所において、専門的調査・判定、相談、助言、指導の仕事に従事するものをいう。

- | | | |
|----------|-------------|---------|
| ○ 査察指導員 | 福祉司 | 社会福祉主事 |
| 心理・職能判定員 | 母子・婦人・家庭相談員 | 婦人相談指導員 |
| 児童相談所長 | | |
-

- | | | |
|---|----------------------------|---------------------|
| × | 市町村社会課主事 [259] | 老人福祉施設長・生活指導員 [072] |
| | 身体障害者福祉施設長・
職業指導員 [072] | 社会福祉協議会専門職員 [079] |

072 福祉施設指導専門員

児童福祉施設、身体障害者福祉施設、老人福祉施設等の福祉施設において、専門的な保護、教護、援護、育成、介護の指導の仕事に従事するものをいう。

- | | | |
|-----------------|--------------------------------------|--|
| ○ 老人福祉施設長・生活指導員 | 身体障害者福祉施設長・職業指導員
精神薄弱者福祉施設長・職業指導員 | 児童福祉施設長・児童指導員・児童厚生員
教護院教護・教母(教護院長を含む) |
|-----------------|--------------------------------------|--|
-

- | | | | |
|---|--------------|----------------|----------|
| × | 査察指導員 [071] | 社会福祉主事 [071] | 保母 [073] |
| | 福祉施設寮母 [074] | 社会福祉法人役員 [219] | |

073 保母、保父

児童福祉施設において、児童の保育・保護の仕事に従事するものをいう。

- | | | |
|------------|--------------|-------------|
| ○ 保育所保母・保父 | ろう(聾)・あ児施設保母 | 精神薄弱児通園施設保母 |
|------------|--------------|-------------|

肢体不自由児施設保母 重症心身障害児施設保母 養護施設保母
乳児院保母 一時保護所保母

-
- 児童福祉施設長・児童指導員・児童厚生員〔072〕 幼稚園教員〔101〕
福祉施設寮母〔074〕

074 福祉施設寮母・寮父

母子寮、身体障害者福祉施設、老人福祉施設等において、更生・介護の業務に従事するものをいう。

- 母子寮寮母 身体障害者福祉施設寮母 老人福祉施設寮母・寮父
精神薄弱者福祉ホーム管理人
-

- 寄宿舎・寮の管理人〔442〕 保母〔073〕 老人福祉施設生活指導員〔072〕

079 その他の社会福祉専門職業從事者

社会福祉協議会等の福祉団体において、専門的な相談、指導、助言など小分類071～074に含まれない専門的・技術的な社会福祉の仕事に従事するものをいう。

- 社会福祉協議会専門職員 その他の福祉団体専門職員
-

- 社会福祉主事〔071〕 社会福祉法人役員〔219〕
老人福祉施設生活指導員〔072〕 身体障害者福祉施設職業指導員〔072〕

08 法務従事者

裁判官、検察官、弁護士及びその他司法に関連する専門的業務に従事するものをいう。

081 裁判官、検察官、弁護士

法律上の争訟を裁判するもの(裁判官)、刑事についての公訴・裁判所に法の正当な適用の請求・裁判の執行の監督・裁判所の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認めるときは裁判所に通知を求め又は意見を述べ、公益の代表として他の法令がその権限に属させた事務を行うもの(検察官)、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委託によって訴訟事件、非訟事件、訴願・審査の請求・異議の申立など行政府に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うもの(弁護士)をいう。

ただし、工業所有権に関する審判を行うもの、海難事件の審判・審判の請求・海難の調査・裁決の執行を行うものは〔089〕に、裁判官弾がい(効)の裁判を行うもの又は裁判官ひ(罷)免の訴追を行うものは〔201〕に分類される。

○	最高裁判所長官	裁判所調査官(判事)	検事正
	最高裁判所判事	判事補	次席検事
	高等裁判所長官	簡易裁判所判事	検事
	裁判所長	家事裁判官	副検事
	裁判長	検事総長	弁護士
	判事	次長検事	
		検事長	

×	法務省の課長〔201〕	司法修習生〔089〕	特許審判官〔089〕
	裁判所課長などの管 理者〔201〕	司法研修所教官〔109〕	海難審判庁審判官〔089〕
	裁判所調査官(判事 でないもの)〔089〕	書記官研修所教官〔109〕	海難審判庁理事官〔089〕
		調査官研修所教官〔109〕	

089 その他の法務従事者

法律行為その他私権に関する事実についての公正証書の作成、私署証書を認証する業務に従事するもの、特許・海難事件の審判を行い、審判の請求・維持・執行などの業務、その他司法又はこれに関連する専門的な仕事に従事するものをいう。

ただし、個人の生命・身体・財産の保護のために捜査・逮捕を行い、公安の維持に従事するものは〔511〕に、検察行政事務・国の利害に關係ある争訟事務・民事事務・人權擁護事務などの法律行政事務に従事するものは〔081〕に分類される。

○ 公証人	海難審判庁理事官	家事調停委員
裁判所調査官（判事 でないもの）	海難審判庁副理事官	民事調停委員
執行官	海事補佐人	裁判所書記官
特許審判官	家庭裁判所調査官	司法書士
弁理士	家事調査官	司法委員
海難審判庁審判官	少年調査官	家庭裁判所参与員
	司法修習生	

× 行政書士〔159〕 廷吏〔522〕 裁判所調査官（判事）〔081〕

09 財務・経営専門職業従事者

高度な企業経営に関する専門的知識や実務経験に基づき、他人の求めに応じて、財務会計、人事労務に関するコンサルティング、財務監査、税務指導などの仕事に従事するものをいう。

091 公認会計士、税理士

他人の求めに応じて、財務書類の監査・証明・調整、財務に関する調査・立案・相談、租税に関する申告・申請・再調査又は審査の請求・異議の申立・過誤納税金の還付請求などについて税務官公署に提出する書類の作成、税務に関する相談などの仕事に従事するものをいう。

公認会計士 会計士補 税理士

弁理士 [089] 会計事務員 [261]

092 社会保険労務士

社会保険労務士として、中小企業の経営者や年金受給者等の依頼に応じて、労働保険、社会保険関係の請官等に対する諸手続の指導及び代行人事労務に関する診断や相談、指導を行うものをいう。

社会保険労務士

人事・厚生係事務員 [251] 中小企業診断士 [159]

10 教 員

学校（幼稚園・小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・大学・盲学校・ろう（聾）学校・養護学校をいう）・専修学校・各種学校（学校教育に類する教育を行う施設をいう）・その他の教育施設において、児童・生徒・学生の教育・養護に従事するものをいう。教育に従事する学長・校長（園長を含む）、部局長（大学の学部長・大学に附置される研究所の長・大学の附属図書館の長をいう）、少年院・少年鑑別所において収容少年の教育に従事するものも含まれる。

ただし、次の仕事に従事するものは含まれない。

- (1) 教育委員会の教育長は〔20 管理的公務員〕に、専門職員（指導主事・社会教育主事をいう）は〔15 その他の専門的・技術的職業従事者〕に分類される。
- (2) 学校の事務職員・技術職員・実習助手は〔それぞれ該当する項目〕に分類される。
- (3) 教育に従事しない学校の理事などは〔21 会社・団体等の役員〕に分類される。
- (4) 教護院において、収容少年の教護・教科指導に従事するものは〔15 その他の専門的・技術的職業従事者〕に分類される。

101 幼稚園教員

幼稚園において、児童の保育・養護に従事するものをいう。

ただし、保育所などの児童福祉施設において、児童の保育・保護の仕事に従事するものは含まれない。

- 幼稚園園長 幼稚園教諭 幼稚園養護教諭
 幼稚園教頭 幼稚園助教諭 幼稚園養護助教諭
 幼稚園講師
-

- ✗ 盲学校・ろう（聾）学校・養護学校幼稚部教諭〔107〕 保育所保母・保父〔073〕

102 小学校教員

小学校において、児童の初等普通教育・養護に従事するものをいう。

ただし、盲学校・ろう（聾）学校・養護学校において、児童の初等普通教育に従事するものは〔107〕に、少年院・少年鑑別所において、収容少年の矯正教育・教科の指導に従事するものは〔109〕に分類される。

- 小学校校長 小学校養護教諭 小学校講師
 - 小学校教頭 小学校助教諭
 - 小学校教諭 小学校養護助教諭
-

× 盲学校・ろう(聾)学校・養護学校小学部教諭 [107] 少年院法務教官 [109]

103 中学校教員

中学校において、生徒の中等普通教育・養護に從事するものをいう。

ただし、盲学校・ろう(聾)学校又は養護学校において、生徒の中等普通教育に從事するものは [107] に、教護院において、収容児の教護・教科の指導に從事するものは [079] に分類される。

- 中学校校長 中学校助教諭 中学校養護助教諭
 - 中学校教頭 中学校養護教諭 中学校講師
 - 中学校教諭
-

× 盲学校・ろう(聾)学校・養護学校中学部教諭 [107]

104 高等学校教員

高等学校において、生徒の高等普通教育・専門教育・養護に從事するものをいう。

ただし、盲学校、ろう(聾)学校又は養護学校において、生徒の高等普通教育に從事するものは [107] に、少年院において、収容少年の矯正教育・教科の指導に從事するものは [109] に、高等学校において、教育に関する専門的知識を必要とせず、専ら技能的・技術的知識又は経験を必要とする実技の指導又は実習の補助的な仕事に從事するものは、[それぞれ該当する項目] に分類される。

- 高等学校校長 高等学校助教諭 高等学校講師
 - 高等学校教頭 高等学校養護教諭 高等学校通信制課程教員
 - 高等学校教諭 高等学校養護助教諭
-

× 盲学校・ろう(聴)学校・養護学校高等部教諭 [107]
農場実習助手(学校) [551]

105 高等専門学校教員

高等専門学校において、学生に専門の学芸を教授するものをいう。高等専門学校において、学生に対して、専門的・科学的知識に基づく実験又は実習の指導に従事するもの、及び高等専門学校所属の練習船において、教育及び船舶運航に従事するものも含まれる。

ただし、高等専門学校において、学理的基礎知識によらず、実務の経験若しくは研修に基づく知識・技術・技能によって、学生の実験又は学習の指導の補助的な仕事に従事するものは、〔それぞれ該当する項目〕に分類される。

- 高等専門学校校長 高等専門学校助教授 高等専門学校助手
 - 高等専門学校教授 高等専門学校講師
-

- 専門学校教員（専修学校）[109]

106 大学教員

大学(大学院、短期大学を含む)において、学生に専門の学芸を教授するものをいう。教育に従事する学長・部局長、大学の学部(大学院の研究科・短期大学の学科)において学生に対して、専門的・科学的知識に基づく実験又は実習の指導・研究に従事するもの、大学の研究所、教育又は研究施設などにおいて、学生・研究生に対する教育・研究に従事するもの、大学の学部所属の練習船において、教育・研究・船舶運航に従事するものも含まれる。

ただし、次の仕事に従事するものは含まれない。

- (1) 大学において、学理的基礎知識によらず、実務の経験若しくは研修に基づく知識・技術・技能によって、学生に関する事務、学生の実験又は学習の指導・研究の補助的仕事に従事するもの。
- (2) 大学附属の病院・研究所などの附属施設において、専ら教育以外の仕事に従事するもの。
- (3) 大学附属の諸学校において、生徒・児童・幼児の教育、教育実習学生の指導に従事するもの。
- (4) 大学の医学部附属の看護婦養成施設などにおいて、専ら看護などに関する理論又は実技の教授に従事するもの。
- (5) 大学の学部・研究所などに附属する工場において、実験用又は試作機械器具の製作の仕事に従事するもの。
- (6) 大学において、訓育上、直接学生を補導する仕事に従事するもの。
- (7) 警察大学校・自治大学校・防衛大学校・航空大学校・海上保安大学校などにおいて、学生の教育に従事するもの。

○ 大学学長	大学講師	大学附置研究所教授
大学副学長	大学助手	短期大学教授
大学教授	学部長	大学通信教育部教授
大学助教授	大学院教授	短期大学通信教育部教授

×	大学工学部金属工作機械実習助手 [711]	警察大学校教員
	防衛大学校教員(自衛官)	(警察官でないもの) [109]
	[501・502・503のいずれか]	

107 盲学校・ろう(聾)学校・養護学校教員

盲学校・ろう(聾)学校又は養護学校において、生徒・児童・幼児の高等学校・中学校・小学校・幼稚園に準ずる教育・養護に從事するものをいう。

ただし、盲学校・ろう(聾)学校又は養護学校において、教育に関する専門的知識を必要とせず、専ら寄宿舎における生徒・児童の生活及び學習の世話などの仕事に從事するものは〔442〕に、小学校・中学校・高等学校の特殊学級において、児童・生徒の教育に從事するものは〔102～104〕に分類される。

○ 盲学校校長	ろう(聾)学校校長	養護学校校長
盲学校教頭	ろう(聾)学校教頭	養護学校教頭
盲学校教諭	ろう(聾)学校教諭	養護学校教諭
盲学校助教諭	ろう(聾)学校助教諭	養護学校助教諭
盲学校養護教諭	ろう(聾)学校養護教諭	養護学校養護教諭
盲学校養護助教諭	ろう(聾)学校養護助教諭	養護学校養護助教諭
盲学校講師	ろう(聾)学校講師	養護学校講師
盲学校幼稚部教諭	ろう(聾)学校幼稚部教諭	養護学校幼稚部教諭
盲学校小学部教諭	ろう(聾)学校小学部教諭	養護学校小学部教諭
盲学校中学部教諭	ろう(聾)学校中学部教諭	養護学校中学部教諭
盲学校高等部教諭	ろう(聾)学校高等部教諭	養護学校高等部教諭

×	舍監、寮母 [442]
---	-------------

109 その他の教員

専修学校、各種学校又は学校以外のその他の教育施設において、学生・生徒に対する各種

の教科や実技などの教育に従事するものをいう。事業体附属の教育施設において、職員に対する業務上必要な知識・技術・技能などの教育に専ら従事するもの、就業について一定の資格(免許)を必要とするものの養成施設において、就業に必要な知識・実技などの教育に従事するもの、少年院において、収容少年の教育に従事するもの、職業訓練施設において、職業に必要な技能の訓練・指導に従事するものも含まれる。

ただし、次の仕事に従事するものは含まれない。

- (1) 各種学校以外の教授所において、教養・レクリエーションなどのための、茶道・華道手芸・音楽・舞踊・囲碁などの指導に従事するものは〔152〕に分類される。
- (2) 個人教授所(塾)において、学習指導に従事するものは〔152〕に分類される。
- (3) 個人家庭において、学習指導に従事するものは〔152〕に分類される。
- (4) 保育所・教護院などの児童福祉施設において、児童の保育・生活指導などに従事するものは〔072、073〕に分類される。

○ 洋裁学校講師	教員養成所教員	自治大学校教員
裁縫教師(教育施設)	保育専修学校教員	海上保安大学校教員
速記者学校講師	工芸技術講習所講師	航空保安大学校教員
看護婦・助産婦学校教員	職業訓練指導員	警察大学校教員
歯科衛生士学校講師	(公共職業訓練施設)	(警察官でないもの)
タイピスト学校講師	職業訓練指導員	警察学校教員
テレビ技術学校講師	(民間企業、団体)	(警察官でないもの)
情報処理技術者養成学校 講師	司法研修所教官	水産大学校教員
デザイナー学院講師	書記官研修所教官	職業訓練大学校教員
英会話学院講師	調査官研修所教官	予備校の教員
そろばん塾(各種学校) 講師	少年院教員	
調理学校教員	防衛大学校教員	
理・美容学校教員	(自衛官でないもの)	
経理・簿記学校教員		

-
- | | | | |
|---|------------|------------|----------------|
| × | 囲碁指南 [152] | 個人教授所(塾)教師 | 教護院教護 [072] |
| | 生花師匠 [152] | [152] | 保育所保母・保父 [073] |

11 宗 教 家

111 宗 教 家

神道・仏教・キリスト教又はその他の宗教の、布教・伝道・法要・式典などの祭式の執行、その他の宗教活動に従事するものをいう。

○ 神 職	司 教	教 主
宮 司・権宮司	司 祭	教 會長
ね ぎ・権ねぎ(禰宜)	神 父	教導師
僧 侶	修道者	布教師
尼 僧	牧 師	伝道師
住 職・副住職	宣教師	教 師

× みこ (巫子) [459] 祈とう師 [459]

12 文芸家、記者、編集者

詩歌・戯曲・小説などの文芸作品の創作に従事するもの、文学・学術などに関する著作・翻訳に従事するもの、新聞・雑誌などの記事の取材に従事するもの及び新聞・書籍・雑誌などを刊行するための資料を一定の目的の下に収集し、配列・整理するなどの仕事に従事するものをいう。

121 文芸家、著述家

詩歌・戯曲・小説などの文芸作品の創作に従事するもの、文学・学術などに関する著作又は翻訳に従事するものをいう。

○ 小説家	文芸評論家	政治評論家
シナリオ作家	音楽評論家	美術評論家
ラジオドラマ作家	時事評論家	スポーツ評論家
劇作家	医事評論家	著述家
作詩家	俳人	翻訳家
映画演劇評論家	歌人	

122 記者、編集者

新聞・雑誌などの記事の取材に従事するもの、新聞・書籍・雑誌などを刊行するための資料を一定の目的の下に収集し、配列・整理するなどの仕事に従事するものをいう。

○ 新聞記者	広告記者	ルポライター（探訪記者、
放送記者	編集員	現地取材記者）
通信記者	法規編集者	
雑誌記者	ニュース解説者	

13 美術家、写真家、デザイナー

彫刻・絵画・美術工芸品などの芸術作品の創作に従事するもの、肖像写真の撮影・焼付け・引伸しなどの作業に従事するもの、映画・テレビジョン用撮影機を操作するもの、新聞・雑誌などの出版物に用いるためニュース・事件・人物などの撮影に従事するもの、工業的又は商業的製品などの装飾に関する専門的な仕事に従事するものをいう。

ただし、文芸作品の創作に従事するものは〔12 文芸家、記者、編集者〕に、学校において、美術などについて、学生・生徒の教育に従事するものは〔10 教員〕に分類される。

131 彫 刻 家

木彫・石彫・金銅造・塑像・仏像などの美術品の創作に従事するものをいう。

ただし、彫刻家の指導によって、彫刻又は塑造の製作の補助的業務に従事するものは含まれない。

- | | | |
|---------------------------|-----|-----|
| <input type="radio"/> 彫刻家 | 塑像家 | 木彫家 |
| 美術彫刻家 | | |
-

- | | | |
|---|------------|-----------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 金属工芸家 [133] | 木彫刻師 [833] | 印判師 [888] |
| 金属彫刻工 [715] | | |

132 画家、書家

絵画・版画・書道の創作に従事するものをいう。

- | | | |
|----------------------------|-------|----------|
| <input type="radio"/> 日本画家 | 油絵画家 | 劇画家 |
| 水彩画家 | 装飾画家 | イラストレーター |
| 肖像画家 | 風景画家 | 版画家 |
| 漫画家 | 洋画家 | 書家 |
| 書道家 | さし絵画家 | |
-

- | | | |
|---|-------------|--------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 図案家 [134] | ペンキ画工 [894] | 書道個人教師 [152] |
| 陶磁器絵付工 [676] アニメーター [894] | | |

133 工芸美術家

陶磁工芸品・漆工芸品・染職工芸品・木竹工芸品・宝石・きば・角・皮革工芸品・金工芸品・美術家具などの、美術工芸品の創作、工芸技術に関する指導などに従事するものをいう。

ただし、工芸美術家の指導によって、工芸品製作の補助的業務に従事するものは含まれない。

○ 陶芸家	竹工芸家	染織工芸家
漆工芸家	民芸指導家	刀剣師
金属工芸家	美術鑄造家	
木工芸家	装てい家	

× 彫刻家 [131] まき絵師 [886]

134 デザイナー

工業的又は商業的製品又はその他の物品・装飾に関し、用途・材質・製作法・形状・模様・色彩・配置・照明などについて、技芸的又は趣味的な意匠を考案し、図上に設計・表現を行う専門的な仕事に従事するものをいう。

○ デザイナー	フラワーデザイナー	服飾デザイナー
工芸図案家	ディスプレイデザイナー	宣伝用図案家
工業デザイナー	図案技師	コピーライター
産業デザイナー	友禅図案家	上絵図案家
商業デザイナー	印刷図案家	機械デザイナー
商業美術家	図案家(印刷図案業)	陶磁器デザイナー
インテリアデザイナー	建築装飾図案家	

× 舞台装置家 [144] 図案工 [894] 図案画工 [894]

135 写真家、カメラマン

客の注文により肖像写真の撮影・焼付・引伸・仕上・修正などの業務に従事するもの、映画・テレビジョン用撮影機を操作するもの、新聞・雑誌などの出版物に用いるためのニュース・事件・人物などの撮影に従事するものをいう。

ただし、エックス線写真の撮影又は写真処理を行うものは〔069〕に、映写機を操作するものは〔899〕に、写真・映画・ネガ・プリントの処理する仕事に従事するものは〔899〕に分類される。

○	写真家	写真記者	テレビカメラ撮影技師
	写真師	撮影助手(映画製作業)	写真撮影師
	写真館主	写真技師	商業写真家
	撮影技師		

×	写真焼付工〔895〕	写真現像工〔895〕	診療放射線技師〔064〕
	写真修整工〔899〕	映写技士〔899〕	

14 音楽家、舞台芸術家

映画・演劇などの芸術作品の創作、及び演奏・上演など芸術作品の再現に従事するものをいう。

ただし、文芸作品の創作に従事するものは〔12 文芸家、記者、編集者〕に、学校において、演劇などについて学生・生徒の教育に従事するものは〔10 教員〕に分類される。

141 音 楽 家

作曲・演奏又は演奏の指揮に従事するものをいう。

○ 作曲家	ドラマー	雅楽樂手
編曲家	こと(箏・琴)師匠	小唄・端唄師匠
歌 手	尺八師匠	清元師匠
オペラ歌手	義太夫師匠	能樂はやし方
合唱団員	長うた(唄)師匠	長うた(唄)はやし方
樂 士	常磐津師匠	謡曲師匠
ピアニスト	三味線師匠	
バイオリニスト	びわ(琵琶)師匠	

- ×
- 音楽家(高等学校教師) [104] 浪曲家 [145] 音楽評論家 [121]
 - 音楽個人教師 [152]

142 舞 踊 家

舞・踊・振によって、感情と意志を表現する演技者をいう。

○ 日本舞踊家	バレリーナ	タップ・ダンサー
西洋舞踊家	踊り師匠	アクロバット・ダンサー
能 師	社交ダンス教師	
狂言師	ステージ・ダンサー	

- ×
- 社交ダンサー [434] 舞踊個人教師 [152]

143 俳 優

映画・演劇などにおける演技者をいう。

ただし、映画・演劇などで演技をする芸術家は〔145〕に分類される。

- 役 者 テレビタレント 放送劇団員(声優)
 - 映画俳優 歌舞伎俳優 テレビ俳優
 - 映画女優 おやま(女形)
-

× 演芸家〔145〕 人形芝居師〔145〕 落語芝居師〔145〕

144 演 出 家

脚本・シナリオに基づいて、映画・演劇などを組成する俳優の演技指導、セット・照明・音楽・擬音などを総合的に監督するものをいう。

- 演出家 助監督 プロデューサー
- 監 督 歌舞伎(伎)監事 舞台装置家
- 照明家 プログラムディレクター アシスタントディレクター

145 演 芸 家

講談・落語・漫才・浪曲・声色・茶番狂言・奇術・曲芸などの演技者をいう。

- 講談師 茶番狂言師 あやつり人形使い
 - 落語家 人形芝居師 腹話術師
 - 漫才師 コメディアン 詩吟家
 - 落語芝居師 声色師 ボードビリアン
 - 浪曲家 奇術師 曲芸師
 - 芸能関係司会者
-

× 舞踊家〔142〕 俳優〔143〕

15 その他の専門的職業従事者

職業・教育カウンセラー・個人教師・プロ野球選手などの08~14に含まれない専門的な仕事に従事するものをいう。

151 職業・教育カウンセラー

学校若しくは事業所において、在籍する学生・生徒や社員の抱える個人的な問題を把握して、助言・指導・援助する仕事に従事する者を言う。

ただし、法律、経営に関する相談に従事する者は、[08]又は[09]に、社会福祉施設等において類似の仕事に従事するものは、[071]に分類される。

○ 心身障害者職業センター	職業相談員	教育相談員
カウンセラー	専任の進路指導主事	
学生カウンセラー	(学校教員をのぞく)	
職場カウンセラー		

× 専任の進路指導主事(学校教員) [10]

152 個人教師

茶道・生花・書道・囲碁・音楽・舞踊・スポーツなどの個人教授、及び学校教育の補習指導に従事するものをいう。

ただし、学校教育法に基づく学校、事業体付属の教育施設、就業について一定の資格(免許)を必要とするものの養成施設、矯正施設、職業訓練施設において教育に従事するものは[10 教員]に分類される。

○ 茶道個人教授	ピアノ個人教師	塾の先生(各種学校でないもの)
生花個人教授	日本舞踊個人教師	家庭教師
生花師匠	英語個人教師	柔道師範
和裁個人教師	数学個人教師	剣道師範
囲碁指南	書道個人教師	弓道師範

× 高等学校音楽教師 [104] そろばん塾教師(各種学校) [109]

153 職業スポーツ家

野球・相撲・ボクシング・レスリングなどの競技又は試合に参加し、運動競技を行うもの、及び競技に直接関連する仕事に従事するものをいう。

○	自動車競走選手 オートレース選手 競輪選手 モーターボートレース選手 騎 手 プロボクサー プロボウラー プロ卓球選手 プロゴルファー プロ野球選手	プロ野球審判員 プロ野球監督 プロ野球マネージャー レフェリー セコンド 自動車競走審判員 力 士 行 司 相撲呼出し 相撲審判委員	プロレスラー キックボクサー プロテニス選手 プロ空手選手 プロスキーヤー トレーナー 競輪審判員 モーターボートレース 審判員 オートレース審判員
<hr/>			
×	柔道師範 [152] 剣道師範 [152] 弓道師範 [152]	空手術師範 [152] フェンシング師範 [152] 卓球指導員 [152]	グラウンド・キーパー [959]
×			

159 他に分類されない専門的職業従事者

教育委員会指導主事・司書・調律師などの、151~153に含まれない専門的な職業に従事するものをいう。

○	通 訳 指紋鑑識員 保健数理員 海事鑑定人 計量士 検数員 農薬検査員 肥料検査員 生糸検査員 輸出検査員 教育委員会指導主事 鑑定人(書画・骨とう) 行政書士	馬調教師 犬訓練士 司 書 調律師 アナウンサー(ラジオ・テレビ) 郵便職場訓練指導官 漁業監督官 電気工作物検査官 原子力施設検査官 航空工場検査官 衆議院常任委員会専門委員 社会教育主事 学芸員	人形淨るりの 人形着付師 土地家屋調査士 不動産管理士 不動産鑑定士 特許管理士 産業管理士 産業管理士補 中小企業診断士 生活改良普及員 生活専門技術員 探 偵
<hr/>			
×	放送劇団員(声優) [143] 放送記者 [122] ニュース解説者 [122]	易者 [459] 街頭宣伝放送員 [453]	